

AZ-VISAクレジットカード会員規約

一 般 条 項

第1条(名称)

本カードは、VISAカード機能を有する「AZ-VISAクレジットカード」(会員番号、会員氏名、有効期限等のカード情報を含み、以下「VISAカード」といいます)と称し、株式会社岩田屋三越(以下「甲」といいます)と株式会社エージークラブ(以下「乙」といいます)が共同で発行するものとしします。

第2条(会員)

- (1)AZ-VISAクレジットカード会員(以下「会員」といいます)とは、AZクラブ会員であって、かつ本規約を承認のうえ甲を通じて、乙所定の申込書により入会の申し込みをされ、乙が入会を認めた方をいいます。
- (2)会員と乙との契約は、乙が入会を承認したときに成立するものとしします。

第3条(VISAカードの貸与と取扱・有効期限)

- (1)甲および乙は、会員1名につき、1枚のVISAカードを発行し、貸与するものとしします。なお、VISAカードの所有権は、甲および乙に属するものとしします。
- (2)会員は、カード受領後、本規約を承認できない場合は、利用開始前にカードを会員の責任においてカードの磁気ストライプ部分を(ICカードの場合はICチップ部分も同様に)切断し、使用不能の状態にして乙へ返却することで、申込みを撤回することができるものとしします。
- (3)会員はVISAカードが貸与されたときは、直ちにVISAカードの署名欄に自己の署名をしなければなりません。また、善良なる管理者の注意をもってVISAカードを使用し保管しなければなりません。
- (4)VISAカードは、カード上に表示された会員のみが利用でき、カード上に表示された名義人以外の者(以下「他人」といいます)に譲渡、質入その他の担保提供、貸与、寄託、占有の移転その他一切の処分をすることはできません。ただし、本規約で別に定める場合、または乙が特に指示した場合はこの限りではありません。なお、甲または乙が必要と認めてVISAカードの返却を請求したときは、会員はこれに応じるものとしします。
- (5)VISAカード上には、会員番号・会員氏名・有効期限等のVISAカード情報が表示されますが、VISAカード情報は、会員本人以外が使用することはできません。
- (6)会員が、本規約に違反し、VISAカードまたはVISAカード情報を他人に使用させた場合の損害は、会員の負担となります。
- (7)VISAカードの有効期限は、乙が指定しVISAカード上に表示します。甲および乙が引続き会員として適当と認める場合は、甲および乙所定の時期に有効期限を更新した新しいVISAカードと会員規約を送付いたします。ただし、乙が必要と認め、会員に通知したときは、VISAカードの有効期限を

繰上げることができるものとします。

- (8)会員は、新しいVISAカードの送付を受けたときは、甲または乙が特に指示した場合を除き、従前のVISAカードは、直ちに会員の責任においてカードの磁気ストライプ部分を(ICカードの場合はICチップ部分も同様に)切断し、使用不能の状態にして処分しなければなりません。なお、VISAカードの有効期限内におけるVISAカード利用によるお支払については、有効期限経過後といえども本規約を適用します。

第4条(年会費)

会員は、年会費の負担はないものとします。

第5条(暗証番号)

- (1)乙は、会員より申出のあったVISAカードの暗証番号を所定の方法により登録するものとします。暗証番号が登録されるまでの間は、ご利用いただけるVISAカードの機能が制限されることがあります。また、会員は暗証番号が本人確認用の番号であることを認識し同一数字の4桁連番および生年月日、電話番号、自宅住所等から推測される番号以外の数字を登録するものとします。なお、会員から暗証番号の申出がない場合、および会員から申出のあった暗証番号について乙が不適切な番号と判断した場合は、乙が暗証番号を定め、別途会員に通知するものとします。
- (2)会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。登録された暗証番号が他人により使用された場合は、その損害は会員の負担となります。ただし、登録された暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと乙が認めた場合は、この限りではありません。

第6条(VISAカードの利用可能枠)

- (1)VISAカードの利用可能枠(VISAカード利用代金の未決済残高の限度枠をいい、以下「利用可能枠」といいます)は、乙が定めた金額とし、会員に通知します。なお、乙は、会員のVISAカード利用状況または信用状態等により必要と認めた場合はいつでも利用可能枠を増額または減額(入会申込時希望利用可能枠の記載がある場合でもその額にかかわらず)することができるものとします。ただし、乙は、会員が増額を希望しない場合、増額前の利用可能枠に戻す処置をとるものとします。
- (2)会員は、乙が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてVISAカードを使用してはならないものとします。
- (3)会員が乙から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合には、これらのカード利用残高の合計は、乙が別に定める限度枠を超えることはできません。

第7条(VISAカードの機能)

会員は、カードショッピング条項に基づき甲の指定する店舗、乙と契約している加盟店ならびにVISA Aインターナショナルサービスアソシエーション(以下「VISAインター」といいます)に加盟した日本国内

および日本国外のクレジット会社・金融機関と契約している加盟店(以下これらを総称して「加盟店」といいます)で、商品・権利の購入とサービスの提供を受けること(以下「カードショッピング」といいます)ができます。

この他、会員は第18条に定める付帯サービスを利用することができます。

第8条(お支払い)

カードショッピングの利用代金および手数料(以下「カードショッピングの支払金」といいます)ならびに、その他本規約に基づく会員の乙に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます)は、会員があらかじめ約定した乙の指定する金融機関の口座から口座振替の方法により、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)にお支払いいただきます。

なお、乙が特に必要と認めた場合または事務上の都合により、乙が送付する用紙により乙の指定する預金口座への振込もしくはコンビニエンスストアでの支払の方法で、または上記以外の日にお支払いいただく場合があります。また、金融機関の口座から口座振替の方法によりお支払いいただく場合において、本規約に基づく債務の支払に係る口座と乙に対する他の債務の支払に係る口座とが同一のときは、乙は、これらの債務を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をすることがあります。

第9条(外貨建による利用代金の円への換算)

会員の日本国外におけるカード利用による支払金等は、所定の売上票または伝票記載の外貨額をVISA インターで円貨へ換算のうえ、日本国内カード利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。

第10条(支払金等の充当順序等)

(1)口座振替または乙が送付する用紙による乙の指定する預金口座への振込もしくはコンビニエンスストアでの支払以外の方法で会員の乙に対する支払が行われた場合には、会員への通知なくして、乙が当該支払を乙所定の時期における返済とみなし、乙所定の順序および方法により、乙に対するいずれの債務(本規約以外の契約に基づく債務を含みます)に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等をして、会員は異議がないものとします。

(2)本条(1)にかかわらず、会員が事前に乙に連絡のうえ乙の承認を得て、支払範囲、支払方法および支払日を指定し、当該指定に従い乙が会員に通知した金額を、会員が指定した支払方法で会員が指定した支払日に支払った場合には、乙は、会員の支払った金額を当該指定に従い充当するものとします。ただし、支払範囲、支払方法および支払日は、乙所定の支払範囲、支払方法および支払日から指定するものとします。

(3)乙が送付する用紙による乙の指定する預金口座への振込およびコンビニエンスストアでの支払の方法で会員の乙に対する支払が当該用紙に記載された支払期日の前に行われた場合において、超過支払金(当該支払が行われた日を返済日として会員が乙に支払った金額を当該用紙に記載された債務に充当した後に当該充当金額を超えて支払われた金額をいいます。以下同じ)があるときは、

乙が会員への通知なくして、当該超過支払金を乙所定の時期における返済とみなし、乙所定の順序および方法により、乙に対するいずれの債務(本規約以外の契約に基づく債務を含みます)に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等をして、会員は異議がないものとします。

(4)カードショッピングのリボルビング払に係る支払金の充当については、乙所定の順序と方法によるものとします。ただし、割賦販売法に定めるリボルビング払の支払停止の抗弁に係る充当については、この限りではありません。

第11条(請求書・残高承認等)

- (1)乙は、会員に対しVISAカード利用によるカードショッピングの支払金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細および残高が記載された請求書を会員の届出住所宛に送付するものとします。
- (2)会員が本条(1)の請求書を受け取った後、乙に対し 20 日以内に異議の申立をしなかったときは、残高その他当該請求書記載の内容を承認したものとみなされても、会員は異議がないものとします。

第12条(費用・公租公課等の負担)

- (1)会員は、乙に対するカード利用による支払金等の支払に要する費用および乙からの返金に要する費用を負担していただきます。
- (2)会員は、カード利用による支払金等の支払遅延等により乙が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき、2,100 円(うち税 100 円)を別に支払っていただきます。
- (3)会員は、乙より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用を負担するものとします。
- (4)会員は、乙から各種証明書の交付を受けるときは、乙所定の手数料を支払っていただきます。
- (5)VISAカード利用または本規約もしくは本規約に基づく費用・手数料に関して公租公課(消費税等を含みます。以下同じ)が課される場合には、当該公租公課相当額は会員の負担とし、公租公課が増額される場合には当該増額部分は会員の負担とします。

第13条(VISAカードの紛失・盗難・偽造等)

- (1)会員がVISAカードを紛失し、または盗難にあったときは、すみやかに乙に連絡のうえ、最寄りの警察署または交番にその旨を届出るとともに、乙所定の届出書を乙宛提出していただきます。
- (2)VISAカードの紛失・盗難その他の事由により、VISAカードが他人に使用された場合の損害は、会員の負担となります。ただし、一般の損害保険会社のクレジットカード盗難保険約款に準じて、乙が認めた場合、その損害額の全部もしくは一部を乙が負担するものとします。なお、この負担額は、1年間で1回限り、かつ3百万円を限度とし、所定の届出手続きを履行された場合に限りです。
- (3)本条(2)の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、本条(2)の損害の全部を会員に負担していただきます。
 - ①会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
 - ②会員の家族・同居人・留守人等、会員の関係者によって使用された場合。
 - ③本規約に違反している状況において、紛失や盗難が生じた場合。

- ④VISAカードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。
 - ⑤VISAカード利用の際に、登録された暗証番号が使用された場合(第5条(2)により会員が責任を負う場合)。
 - ⑥戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。
 - ⑦本条(1)の通知を乙が受理した日の61日以前に生じた損害の場合。
 - ⑧会員が必要な書類等を乙に提出しない等被害状況の調査に協力せず、または、損害発生防止・損害軽減のための努力をしなかった場合。
 - ⑨その他、会員が乙の指示に従わなかった場合。
- (4)VISAカードは、紛失、盗難、毀損、滅失等で乙が認めた場合に限り再発行いたします。なお、この場合、再発行手数料1,050円(税込み)を会員に負担していただくことがあります。
- (5)乙は、乙におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号を変更のうえVISAカードを再発行することができるものとし、会員はあらかじめこれを承認するものとします。
- (6)偽造カードの使用に係る損害については、会員は支払の責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況の調査等に協力するものとします。ただし、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの損害について会員が支払の責を負うものとします。

第14条(退会・会員資格の取消およびVISAカードの使用停止・返却)

- (1)会員の都合により退会するときは、乙宛に乙の定める方法により、その旨の届出を行うものとします。この際、乙が特に指示をした場合を除き、直ちに会員の責任においてカードの磁気ストライプ部分を(ICカードの場合はICチップ部分も同様に)切断し、使用不能の状態にして処分しなければなりません。また、会員は退会申出後であってもすべてのカード利用による支払金等の未払債務を完済しなければならないものとします。会員の申出による退会は、上記のカード処分および未払債務の完済をもって効果を生じるものとします。
- (2)次のいずれかに該当した場合、乙は会員に通知することなくVISAカードの使用を停止し、または会員の資格を取消ことができ、これらの措置とともに加盟店に当該VISAカードの無効を通知することができます。
- ①会員が入会時に虚偽の申告をした場合。
 - ②会員が本規約のいずれかに違反した場合。
 - ③会員がカード利用による支払金等、乙に対する一切の債務のいずれかの履行を怠った場合。
 - ④会員の信用状態が著しく悪化したと乙が判断した場合。
 - ⑤換金目的による商品購入等VISAカード利用状況が適当でない、または不審であると乙が判断した場合。
 - ⑥AZクラブ会員の資格が停止または失効した場合。
 - ⑦その他、乙が会員として不適格と判断した場合。
- (3)本条(2)に該当し、乙が直接または加盟店を通じてVISAカードの返却を求めたときは、会員は直ち

に乙の指定する方法によりVISAカードを返却していただきます。また、乙が当該VISAカードの回収に要した一切の費用は、会員に負担していただきます。

- (4)本条(3)の定めにかかわらず、本条(2)に該当し、乙がVISAカードの破棄処分を求めたときは、会員は直ちに会員の責任においてカードの磁気ストライプ部分を(ICカードの場合はICチップ部分も同様に)切断し、使用不能の状態にして処分しなければなりません。
- (5)会員は、退会・会員資格の取消等により会員資格を失った後においても、乙の盗難申請手続きその他乙の指示する事項について、これに応じる義務を負うものとします。

第15条(期限の利益の喪失)

- (1)会員が1回払のカードショッピングの支払金を1回でも遅滞したとき(但し、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します)は、他の1回払のカードショッピングの未払債務全額について当然に期限の利益を失い、当該未払債務全額を乙の指定する方法により履行するものとします。なお、1回払とは、カードショッピングの利用日から2月を超えない範囲において、あらかじめ定められた時期までに乙にカードショッピングの支払金を支払うことをいいます。
- (2)会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に、本規約に基づく債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務全額を乙の指定する方法により履行するものとします。
- ①1回払を除くカードショッピングの支払金の支払を遅滞し、乙から20日以上相当な期間を定めて、その支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - ②自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。
 - ③差押え、仮差押え、保全差押え、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。
 - ④会員、または会員の経営する会社が、破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき、または、自らこれらの申立てをしたとき。
 - ⑤VISAカードを他人に貸与、譲渡、質入、担保提供等し、または商品(権利を含む。以下同じ)を質入れ、譲渡、賃貸等し、甲および乙のVISAカードの所有権、または乙の商品の所有権を侵害する行為をしたとき。
 - ⑥債務整理のための和解、調停等の申立てがあったとき、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が乙に到達したとき。
 - ⑦本規約に基づく契約以外の乙に対する金銭債務を書面による催告期間内に支払わなかったとき。
 - ⑧商品等の購入等が会員にとって営業のため若しくは営業として締結するものであるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引については、会員が分割支払金の支払を1回でも怠ったとき。
- (3)会員は、本規約上の重大な義務に違反したとき、または会員の信用状態が著しく悪化したときは、乙の請求により、本規約に基づく債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務全額を乙の指定する方法により履行するものとします。

第16条(届出事項の変更・通知等の送付)

- (1)会員は、乙に届出した住所・氏名・勤務先(連絡先)・指定口座等について変更があった場合には、所定の届出書または乙の認める方法により、遅滞なく乙に通知していただきます。
- (2)会員は、本条(1)の住所・氏名変更の通知を怠った場合、乙からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、乙が通常到着すべきときに会員に到着したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、本条(1)の住所・氏名の変更の届出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではありません。
- (3)乙が会員宛に発送した通知が、会員不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に、また受領を拒絶したときは、受領拒絶時に、会員に到達したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときは、この限りではありません。
- (4)会員と乙との間で本規約以外の契約がある場合において、会員が住所・氏名・勤務先(連絡先)等の変更を、本規約以外の契約について届出をした場合には、会員と乙との間のすべての契約について、変更の届出をしたものとみなすことがあります。
- (5)本条(1)、(4)のほか、乙は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容にかかる届出があったものとして取扱うことがあります。

第17条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

海外でVISAカードを利用する場合その他乙が指定する場合、現在または将来適用される諸法令、諸規約等により許可書・証明書その他の書類を必要とするときには、乙の請求に応じこれを提出し、また海外等でのVISAカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。また、会員は海外でVISAカードを利用したときは、乙またはVISAインターの指示に従うものとします。

第18条(付帯サービス)

- (1)会員は、VISAカードに付帯したサービス・特典(以下「付帯サービス」といいます)を利用することができ、会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、乙から会員に対し別途通知するものとします。なお、会員は付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合は、それに従うものとします。
- (2)会員は、付帯サービスについて次のことをあらかじめ承知するものとします。
 - ①付帯サービスについて、会員への予告または通知なしに変更もしくは中止される場合があること。
 - ②会員が第14条(2)各号のいずれかに該当した場合、付帯サービスの利用が制限されること。

第19条(規約の変更)

- (1)本規約の変更については、乙から会員に変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後に、会員がVISAカードを使用したときは、会員は変更事項または新会員規約を承認したものとみなされることに異議がないものとします。

(2)本条(1)の通知は、会員に対して書面で交付し、また当社のホームページ_(<http://www.az-club.jp>)によってもお知らせするものとします。

第20条(カード利用代金債権の譲渡等の同意)

会員は、乙が必要と認めた場合、乙が会員に対して有する債権を、取引金融機関(その関連会社を含みます)・特定目的会社・債権回収会社等に譲渡すること、ならびに乙が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、およびこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、あらかじめ同意するものとします。

第21条(準拠法)

会員と乙との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されます。

第22条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地および乙の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第23条(反社会的勢力の排除)

(1)会員は、会員が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ①暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)
- ②暴力団員(暴力団の構成員)
- ③暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するもの)
- ④暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力している企業)
- ⑤総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
- ⑥社会運動等標ぼうゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)
- ⑦特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人)

⑧その他上記①～⑦に準ずるもの

(2)会員は、会員が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、乙は会員に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、乙がその報告を求めた場合、会員は、乙に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

(3)乙は、会員が本条(1)の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づくAZ-VISAカードの利用を一時的に停止することができ、この場合には、会員は、乙が利用再開を認めるまでの間、AZ-VISAカードの利用を行うことができないものとします。

(4)会員が次のいずれかの事由に該当し、乙との本契約を継続することが不適切である場合には、会員は、乙の通知または請求により期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、乙に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。また、この場合、乙は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合乙に生じた損害を会員が賠償するものとします。

①会員が、(1)①～⑧のいずれかに該当した場合。

②会員が、(1)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

③会員が、自らまたは第三者を利用して、乙に対し暴力的または不当な要求等およびこれらに類する業務妨害等をしたとき、もしくは乙の信用等を毀損したとき。

④前3項の他これらに類する事由が生じたとき。

(5)前項の規定により本契約を解除した場合でも、乙に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の各条項が適用されるものとします。

カードショッピング条項

第24条(カードショッピングの利用方法)

(1)①会員は、加盟店でVISAカードを提示し、所定の売上票にVISAカードと同一の自己の署名を行うことにより、カードショッピングが利用できます。ただし、売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で、所定の手続きによりVISAカードの利用ができる場合があります。なお、通信販売等乙が特に認めた場合には、会員は乙が指定する方法に従い、VISAカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

②乙または加盟店が特に定める利用金額、金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、カードショッピングの利用が制限され、または利用ができない場合があります。また、VISAカードの利用に際して、利用金額、商品・権利・サービスの種類によっては、乙の承認が必要となる場合があります。この場合、加盟店が乙に対して照会するものとし、会員はこれをあらかじめ承認するものとします。

(2)会員は、カードショッピングの利用代金を乙が会員に代わって加盟店に立替払することを、会員が自ら乙に委託するものとします。

(3)商品の所有権は、乙が加盟店に立替払したことにより加盟店から乙に移転し、当該カードショッピン

グの支払金完済まで乙にあることを会員は認めるものとします。

- (4)会員は、乙が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として、会員が会員番号等の所定事項を事前に加盟店に登録する方法によりカードショッピングを利用することができます。この場合において、退会その他の事由による会員資格の喪失、会員番号の変更、その他当該登録内容に変更等があったときは、会員は、加盟店に通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。ただし、加盟店の要請により当該変更情報等を乙が会員に代わって加盟店に通知することを、会員はあらかじめ承認するものとします。
- (5)カードショッピングの利用のためにVISAカードが加盟店に提示され、またはカード情報が通知された際、カードの第三者による不正使用を防止する目的のために、乙が当該加盟店より依頼を受けた場合、乙において会員の会員番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該カードショッピングの利用の申込者が加盟店に届出た情報と会員が乙に届出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があることを、会員はあらかじめ承認するものとします。
- (6)乙は、第三者によるカードの不正使用を回避するため乙が必要と認めた場合、加盟店に対し会員のショッピング利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、会員は調査に協力することをあらかじめ承認するものとします。

第25条(カードショッピングの支払金の支払方法)

- (1)甲および甲の指定する店舗(以下「甲店舗」といいます)、ならびにVISAインターに加盟した日本国内外のクレジットカード会社・金融機関と契約した加盟店(以下「VISA加盟店」といいます)でのカードショッピングの支払金の支払方法は、1回払いとします。
- (2)カードショッピングの利用代金は、毎月末日に締め切り、翌月から毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)にカードショッピングの支払金をお支払いいただきます。なお、事務処理上の都合により、翌々月以降の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)からお支払いいただくことがあります。
- (3)会員が甲店舗およびVISA加盟店で1回払いをした場合の支払回数、支払期間、実質年率、会員手数料は下記のとおりとなります。

支払回数	1回
支払期間(ヶ月)	1
実質年率(%)	0
会員手数料(円)	0

- (4)会員の申出があり乙が承認した場合は、リボルビング払の支払元金の変更、ボーナス月増額払の追加または変更、翌月支払元金の増額支払ができるものとします。
- (5)カードショッピングのリボルビングの利用残高が、カードショッピングの毎月の支払元金の20倍を超え乙が必要と認めた場合には、第19条の規定にかかわらず、あらかじめ会員に通知することにより、当該毎月の支払元金を当該利用残高の1/20を超えない範囲内(1,000円単位)に変更できるものとします。

第26条(遅延損害金)

- (1)会員が、カードショッピングの支払金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率(1年を365日とする日割計算。以下同じ)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- ①リボルビング払および1回払を除いた支払方法については、当該支払金に対し、年19.9%を乗じた額と、当該カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年6%の商事法定利率を乗じた額のいずれか低い額。
 - ②リボルビング払および1回払については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額。
- (2)会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- ①本条(1)①の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年6%の商事法定利率を乗じた額。
 - ②本条(1)②の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額。

第27条(カードショッピングの支払金の繰上返済等)

- (1)カードショッピングの支払金の繰上返済(本規約に基づく債務の全部または一部の返済を本規約に定める約定返済期日の前に繰上げて行うことをいいます)は、会員が乙に対して事前に連絡のうえ乙の承認を得て行うものとします。なお、乙の承認にあたり、乙が求めた場合には、会員は、書面の提出等乙所定の手続きをとるものとします。
- (2)会員は、本条(1)に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする返済範囲、返済方法および支払日を指定するものとし、乙は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせするものとします。
- (3)乙に対する支払が次のいずれかに該当する場合には、会員への通知なくして、乙が当該支払を乙所定の期日における返済とみなし、乙所定の順序および方法により、乙に対するいずれの債務(本規約以外の契約に基づく債務を含みます)に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等をして、会員は異議がないものとします。
- ①乙に対する事前の連絡または乙の承認なく行われたとき。
 - ②乙に対する事前の連絡および乙の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。
 - ③乙に対する事前の連絡および乙の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき。
 - ④乙に対する事前の連絡および乙の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に会員の指定に従い乙がお知らせした金額と異なる金額の支払が行われたとき。
- (4)乙の指定する預金口座への振込で繰上返済が行われた場合において、超過支払金があるときは、

乙が会員への通知なくして、当該超過支払金を乙所定の時期における返済とみなし、乙所定の順序および方法により、乙に対するいずれの債務(本規約以外の契約に基づく債務を含みます)に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等をして、会員は異議がないものとします。

(5)会員が当初の契約のとおりVISAカード利用による支払金等の支払を履行している場合におけるカードショッピングの分割払の支払金の繰上返済(全額の繰上返済に限ります)金額は、下記算式により算出した金額とします。

●未払分割支払金合計一期限未到来の分割払手数料

ただし、期限未到来の分割払手数料は、78分法またはこれに準ずる乙所定の計算方法により算出された金額とします。

第28条(商品等の点検)

会員は、商品・権利を受領したとき、またはサービスの提供を受けたときは、すみやかにその内容を点検していただきます。

第29条(見本・カタログ等との相違)

会員が見本・カタログ等により申し込みをした場合において、受領した商品・権利もしくは提供されたサービスの内容が見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合は、すみやかに会員はVISAカードを利用した加盟店に商品・権利の交換もしくはサービスの内容変更を申出るか、または当該売買契約もしくはサービス提供契約を解除することができます。ただし、本条にいう商品・権利・サービスとは、割賦販売法に定める指定商品、指定権利、指定サービス(指定役務)に限ります。なお、売買契約・サービス提供契約を解除したときは、会員はすみやかに乙に対しその旨を通知するものとします。

第30条(支払停止の抗弁)

(1)会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・サービスについて、支払を停止することができるものとします。

①商品の引渡し、権利の移転またはサービスの提供(権利の行使によるサービスの提供を含みます。以下同じ)がなされないこと。

②商品・権利・サービスに瑕疵(欠陥)があること。

③その他商品・権利の販売またはサービスの提供について、加盟店に対して生じている事由があること。

(2)乙は、会員が本条(1)の支払の停止を行う旨を乙に申出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。

(3)会員は、本条(2)の申出をするときは、あらかじめ本条(1)の事由解消のため、加盟店と交渉していただきます。

(4)会員は、本条(2)の申出をしたときは、すみやかに本条(1)の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと)を乙に提出するよう努めていただきます。また、乙が本条(1)の事由について調査

- する必要があるときは、会員はその調査に協力していただきます。
- (5)本条(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできません。この場合、会員と加盟店との間の紛議は両者において解決するものとします。
- ①カードの利用が割賦販売法の適用を受けないとき。
 - ②カードの利用が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。
 - ③リボルビング払を除いた支払方法の場合で、1回のVISAカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。
 - ④リボルビング払の場合で、1回のVISAカード利用に係る現金販売価格が3万8千円に満たないとき。
 - ⑤海外の加盟店でVISAカードを利用したとき。
 - ⑥乙の承諾なしに、売買契約、サービス提供契約の合意解約(ただし、法律上認められるものを除きます)、加盟店に対するカードショッピングの支払金の支払、その他乙の債権を侵害する行為をしたとき。
 - ⑦本条(1)の①から③の事由が会員の責に帰すべきとき、その他会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
- (6)会員は、乙がカードショッピングの支払金の残額から本条(1)による支払の停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払を継続していただきます。
- (7)本条に定める支払停止の抗弁は、支払済の支払金の返還請求を認めるものではありません。

ICカード条項

以下の条項は、乙が会員に対し、ICチップを組込んだカード(以下「ICカード」といいます)を貸与した場合の追加条項として会員に適用があります。

第31条 (ICカードの暗証番号)

会員がICカード利用の際に使用する暗証番号は、第5条に基づき乙に登録された暗証番号とします。

第32条 (ICカードによるカードショッピングの利用方法)

会員は、ICカードによるカードショッピングの利用の際、IC読取り機能付承認端末(以下「IC端末」といいます)を設置した加盟店において、IC端末に暗証番号の入力を求められた場合、会員自ら暗証番号の入力を行うものとします。この場合、売上票への署名を省略できる場合があります。

お問い合わせ・相談窓口

商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、VISAカードをご利用された加盟店に直接ご連絡ください。

本規約についてのお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面(30条(4))については、下記消費者相談窓口にご相談ください。

■お客様相談窓口

株式会社 エージークラブ

相談窓口: お客様相談室

〒810-0021 福岡市中央区今泉1丁目6番1号

お問い合わせ先: 0570-011-044

【個人情報の取扱いに関する同意条項】

第1条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

(1) 会員(申込者。以下同じ)は、本契約(本申込みを含む。以下同じ)を含む株式会社エージークラブ(以下「当社」といいます)との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます)を当社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意するものとします。

- ①入会申込時および入会後に届け出た会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況。
- ②本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数。
- ③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況。
- ④本契約に関する会員の支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況。
- ⑤本契約を行う者が会員本人に相違ないことを確認するため、当社が必要と認めた場合に、会員の運転免許証、パスポート、健康保険証等の提示を求め、内容を確認し記録することにより、または写しの提供を受けることにより、得た本人確認を行うための情報。
- ⑥本人確認資料、収入証明書等、法令等にもとづき取得が義務付けられ、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項。

- ⑦当社が適正かつ適法な方法により収集した住民票等、公的機関が発行する書類の記載事項。
- ⑧官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報。
- (2)会員は、当社が本条(1)⑤⑥の本人確認資料に記録された、本籍地を含む本人識別情報(以下「本人確認情報」といいます)を当社のクレジット事業における当社の保有する個人情報に係る本人の同一性確認、および会員の所在確認の目的に利用することに同意するものとします。
- (3)会員は、当社が本契約に基づき、当社のクレジット事業におけるクレジットカード取引にかかわる基本的な機能・付帯サービスの履行のため、本条(1)①②③の個人情報を、保護措置を講じた上で利用することに同意します。
- (4)会員は、個人情報の提供に関する契約を締結した当社と株式会社岩田屋三越(以下「岩田屋三越」といいます)が下記の個人情報を相互に提供し、下記の目的のために利用することに同意するものとします。
- ①当社は、岩田屋三越が会員に付与したポイントに関する情報(付与されたポイント数、ポイント残、ポイント交換数およびその履歴)を岩田屋三越から提供を受け、下記a. b. の目的のために当社が保護措置を講じたうえで利用するものとします。
- a. 当社のクレジット事業における会員からのポイントに関するお問い合わせ対応。
- b. 岩田屋三越から当該個人情報の提供を受ける期間は、原則として契約期間中および契約終了日から5年間とするものとします。当社は、当該個人情報を契約期間中および契約終了日から5年間利用するものとします。
- ②当社は、本条(1)①②③の個人情報を当社が保護措置を講じた上で岩田屋三越に提供し、岩田屋三越は下記a. の目的のために利用するものとします。
- a. 岩田屋三越の百貨店事業およびAZクラブ優待制度における顧客管理。
- b. 岩田屋三越への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中とします。岩田屋三越における個人情報の利用期間については、岩田屋三越にお問合せ下さい。
- ③上記の提携会社は、下記の通りです。
- 株式会社 岩田屋三越
〒810-8680 福岡市中央区天神2丁目5番35号
電話番号:092-721-1111
ホームページアドレス:<http://www.iwataya-mitsukoshi.co.jp>

第2条(個人情報の利用)

- (1)会員は、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③の個人情報を利用することに同意するものとします。
- ①当社のクレジット事業における新商品のお知らせ、関連するアフターサービス。
- ②当社のクレジット事業における宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内。
- ③当社のクレジット事業におけるマーケティング活動・商品開発。
- ④当社以外の宣伝物・印刷物の送付等を当社のクレジット事業における加盟店または提携先企

業から受託して行うための利用。

なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ(<http://www.az-club.jp>)でお知らせしております。

(2)会員は、岩田屋三越が下記の目的のために第1条(4)②の当社から提供を受けた当該個人情報を利用することに同意するものとします。

①岩田屋三越の百貨店事業およびAZクラブ優待制度における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内。

②岩田屋三越の百貨店事業およびAZクラブ優待制度におけるマーケティング活動・商品開発。

第3条(個人情報の公的機関等への提供)

会員は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1)会員は、当社、第1条(4)で記載する個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。

①当社に開示を求める場合には、第7条記載の当社の窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページ(<http://www.az-club.jp>)によってもお知らせしております。

②岩田屋三越に開示を求める場合は第7条記載の岩田屋三越の窓口ご連絡してください。

(2)万一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとし、さらに岩田屋三越に対し訂正・削除の依頼をするものとします。

(3)岩田屋三越に対する開示の結果、万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条(本同意条項の不同意)

当社は、会員が本契約に必要な記載事項(申込書表面で会員が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

但し、本同意条項第2条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第6条(個人情報の利用中止の申出)

本同意条項第2条により同意を得た範囲で当社または岩田屋三越が当該個人情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社または岩田屋三越での利用を中止する措置をとるものとします。中止の申出は、第7条記載の当社または岩田屋三越の窓口まで連絡してください。ただし、当社が会員に対して送付する請求書に同封される営業に係わる印刷物の抜き取りはできません。

第7条(お問合わせ窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問い合わせや利用の中止、その他のご意見の申し出に関しましては、下記の窓口までお願いします。

●エージークラブ お客様相談窓口

〒810-0021 福岡市中央区今泉1丁目6番1号

お問い合わせ先:0570-011-044

●株式会社岩田屋三越 岩田屋本店

〒810-8680 福岡市中央区天神2丁目5番35号

電話番号:092-721-1111(代)

●株式会社岩田屋三越 岩田屋久留米店

〒830-8510 久留米市天神1丁目1番地

電話番号:0942-35-7111(代)

第8条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条(1)(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条(規約の変更)

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

本会員規約を承認できない場合は、クレジットカードをご利用前に「株式会社エージークラブ」へ返却することによりお申し込みを撤回することができます。

■ 別途書面で会員にお知らせするもの

- ご入会年月日 ●カード利用可能枠 ●ご入会者のお名前およびご住所
- カードのお申込に関し受取りました書面